

戦略分野国内生産促進税制の創設等に係る産業競争力基盤強化商品に関する省令（案）等に対する意見公募の結果について

令和 7 年 3 月 25 日
経済産業省 GX グループ
GX 推進企画室

戦略分野国内生産促進税制の創設等に係る産業競争力基盤強化商品に関する省令（案）等に対する意見公募を実施しました。お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 意見募集期間 令和 7 年 1 月 3 1 日（金）～令和 7 年 3 月 1 日（土）
- (2) 実施方法 電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

2. 提出意見の総数等

- (1) 提出意見数：21 件
- (2) 提出意見の概要及びそれに対する考え方：別紙のとおり

3. 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省 GX グループ GX 推進企画室

TEL：03-3501-1679

No	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案)、四事業適応に対する政策措置に関する指針で意見申し上げます。</p> <p>① マスバランス方式での基礎化学品を適用とすることがありますが、これには理論的裏付けがなく政策としての信憑性信頼性がありません。マスバランスからの低分子量基礎化学品には、バイオマス由来のカーボンが含まれていないことが明らかになっています。例えばマスバランスのプロピレンを重合したポリプロピレンをカーボン14バイオマス測定した場合に、バイオマス由来カーボンは含まれていないことが知られています(日本有機資源協会)。つまり全て石油由来のポリプロピレンなのです。これをカーボンニュートラルに資するバイオマス由来と位置づけることは本質的に間違っております。辻褄合わせの数字だけのカーボンニュートラルはいずれ無理が出て破綻していきます。</p>	
2	<p>② 単に植物油を混ぜた原油から蒸留したナフサをクラッキングしたとしても、低分子量成分ナフサに含まれるカーボンは石油由来のものとなってしまう、そのナフサから作った基礎化学品は全て石油由来です。基礎化学品は化学工業で製品化され固定化されずにCO2として放出されません。廃食用油などの植物由来原料のカーボンはおそらく灯油軽油留分、つまりSAF留分に多く含まれます。従って、現在喫緊に必要とされそのまま燃やされてCO2になるSAF燃料を、優先的にカーボンニュートラルとして有効利用されるべきであり、低分子量の基礎化学品に適用されるべきではありません。日本の政策として、まじめに理論的に未来に正しい理解を与えるため安易にマスバランスを取り入れるべきではありません。</p>	
3	<p>③ 手っ取り早くカーボンニュートラルとしてのマスバランス方式を主張する会社が指針に関与したかもしれませんが、彼らも以前にはバイオマス原料から作ったプロピレン等を開発していたのですが、欧州のマスバランスを知ってから手っ取り早い方式に手を染めたと思います。本来の信念・矜持を捨て去ったかと思えませぬし、まじめに研究開発努力している他の日本の化学企業が馬鹿をみる政策を進めることが日本政府の指針とも思えませぬ。</p>	<p>本制度は、国内での脱炭素投資に対するインセンティブ措置です。第三者認証を伴うマスバランス方式の活用を許容することは、将来的なGX市場の創出に繋がり脱炭素投資を後押しすることとなるため、本税制措置の目的と符合すると考えております。</p>
4	<p>④ もしマスバランスの基礎化学品を認めるのであれば、「カーボン14分析によるバイオマス由来〇〇%以上を含むものとする」「基礎化学品を原料として使用した最終製品のバイオマス度を明記要件とする」という文言を入れるべきです。もちろんバイオマス度の低い場合はアウトで除外です。</p>	
5	<p>⑤ マスバランス方式に関しては、廃植物油もしくはバイオナフサの輸入から蒸留・合成・重合・商社・販売に至るサプライチェーン全ての業種が、認証を受け年金を支払うISCC認証ビジネスに縛られ、コストアップにより安価な流通が妨げられることが予想されます。また全ての商品移動を記録する必要があり、おそらく抜けが生じさらに不正の余地を生み制度自体が破綻してしまうでしょう。欧州の認証ビジネスが日本市場から富を抜くのです。将来に禍根を残す愚かな政策は謹んで戴きたいと思えます。</p>	
6	<p>⑥ 経産省様として、例えばバイオマス複合樹脂をバイオマスポリマーとして認めるといった、広く地に足を付けた真つ当な政策を実現していつて戴きたいと思えます。大企業中心の政策は必要ですが、個社を優遇する誤った政策はやめて戴きたく、中小を含めた真のカーボンニュートラル政策を期待いたします。</p>	
7	<p>産業競争力基盤強化商品に関する省令「一 半導体 次に掲げるもののいずれかに該当すること。」の口の(1)～(3)について、カッコ書きにて、MEMS限定と取れるような記載が示されており、実態と合わず、税制大綱での対象デバイスの条件を満たせなくなるのではと考えております。(カッコ書き)の表現について再考をお願いいたします。 https://webmagazine.nedo.go.jp/practical-realization/articles/201316omron/</p>	<p>ご指摘を踏まえ、口の(1)～(3)の括弧内の「当該半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものに限る。」という記載を、「半導体材料の内部又は表面に構造を形成し、当該構造に半導体同士又は半導体と導体が接触する接合構造を有し、当該接合構造の応答特性を利用するものに限る。」に修正いたします。</p>

<p>・該当箇所 半導体産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示 四 事業適応に対する政策措置に関する指針 イ 事業適応計画の内容 3および4</p> <p>・意見内容 「事業適応計画の内容」の3および4について、新規の設備投資50億円以上であることや、直径200ミリメートルのウエハー換算で年間1万枚の増産といった目標値が据えられている。 しかし、我々のように受注生産を行い、かつ扱う半導体が最先端のものではない場合、生産量を増加させるべく新規の設備投資を行うことは昨今の情勢をふまえて現実的ではなく、むしろ、既存の設備の維持管理や、より性能の高い設備への置換といった老朽化対策などが急務であり、主な支出となる。加えて現在の原料高を考慮すれば、既存の供給能力を維持することも半導体産業にとり重要な取り組みであり、サプライチェーンへの波及効果も大きいと考える。 よって、既存設備の生産分についても税額控除を設けていただきたい。また、「新規の投資額が総額50億円以上であること」という点についても、単体の投資計画であればそれに満たない可能性もあるため、引き下げをご考慮願いたい。</p> <p>・該当箇所 産業競争力基盤強化商品に関する省令(案)に掲げる半導体について</p> <p>・意見内容 当省令に記載されている半導体の種別の中にはロジック半導体が含まれているように見受けられるが、経済産業省から告知されている既存の資料中の対象物資には、マイコン、アナログ半導体、パワー半導体の三種類の記載しかない。そのため、ロジック半導体も税額控除の対象とすること、また対象物資ごとの控除額の区分にはロジック半導体を設けていただきたい。</p>	<p>・本税制の適用対象としている半導体は、広範な産業でデジタル化・グリーン化を進めていく際に基盤的役割を果たす半導体です。本税制を通じて、その生産に必要な国内投資を実現し、生産・販売を拡大させることで、関連産業等への経済波及効果の創出することを本税制の目的としています。そのため、本税制では、生産・販売数量の増加に直結する新規設備による半導体の生産を税額控除の対象としています。また、産業競争力の強化及び経済波及効果の実現の観点から、投資額の下限值として「50億円」を設定しています。 ・ロジック半導体とマイコンは同じ演算を行う半導体ですが、導線の線幅が異なることから、本税制では「トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百ナノメートルを超えるもの」をマイコンとしております。なお、同定義で百ナノメートル以下の演算を行う半導体の生産は、国内ではJASM社とRapidus社の計画のみと認識しております。</p>
<p>①一部電気炉メーカーにおいては、「金属産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案)」のいう「溶鋼中の不純物の濃度について、高炉を使用した鉄鋼の製造工程におけるものと同程度に制御」し、窒素の濃度を0.004%以下、かつ、リンの濃度を0.015%以下に低減した鉄鋼製品(以下「高炉同等品」という。)の製造が可能であり、高炉メーカーの製品と電気炉メーカーの高炉同等品とは、既に市場において競合している事実がある。この事実を踏まえると、既存高炉メーカーに対してのみ「電気炉への転換」について税額控除をするのであれば、「我が国の金属産業の競争力強化」の名目の下に、公正かつ自由であるべき上記市場に国家が介入し、上記電気炉メーカーの競争力を著しく低減させ、市場から排除するとともに、新規参入をも困難ならしめ、ひいては市場閉鎖効果により高炉同等品の需要家の利益が損なわれることは、市場原則に照らし必然であるが、この点についての御省による検討の有無及び見解を示されたい。</p>	<p>鉄鋼の生産方式については、高炉法や電炉法といった生産方式の特徴も踏まえ、鉄鋼企業各社がそれぞれ生産方針を選択しており、そうした中で、求められる品質等に応じて、供給する鋼材の市場についても、一定の棲み分けが行われているものと承知しております。加えて、今般の税制では、生産性向上に向けた企業努力等を踏まえて税額控除単価を設定していること、また、法人税額の最大40%という税額控除上限も設けられており、税額控除単価ごとの控除が受けられるとは限らないことから、高炉から電炉への転換に伴う生産コスト増の全てが税額控除されることにはならないと想定しています。こうしたことを踏まえれば、今般の税制によって、高炉メーカーと電炉メーカーとの現状の競争環境において、高炉メーカーを優遇し、電炉メーカーを不利にすることにはならないものと考えています。</p>

	<p>②「電気炉への転換」にかかる税額控除(¥20,000/t)について</p> <p>1)この価額を設定した根拠を明らかにされたい。</p> <p>2)この価額について、規模が大きすぎると考える。すなわち、近々の電気炉メーカーのトンあたりの営業利益は¥9,000/t～¥13,000/tとされているところ、既存高炉メーカーが税額控除を後ろ盾に、(ア)原料市場に参入すれば、市場原理により原料市況の上昇は確実で、電気炉メーカーはより高額での原料調達を余儀なくされるほか、もしくは、(イ)既存電気炉でも製造可能かつ既に競合している「高炉品相当等品」の製品群市場で廉価販売がなされた場合、電気炉メーカーは過当競争安価での販売を強いられ、いずれの場合も収益が著しく圧迫されることとなり、金属産業の持続的発展に欠かせない脱炭素への取組をいち早く進めてきた電気炉メーカーが金属産業界から排除されるという極めて不合理な結果となる懸念があるが、以上の点について、御省による検討の有無及び見解を明らかにされたい。</p>	<p>1)について</p> <p>今般の税制では、高炉を革新的な電炉へと転換することで生産時のCO₂排出を大幅に削減した鋼材を税制の対象としているところ、高炉から革新的な電炉への転換に当たっては、大量の電力に加え、鉄スクラップや還元鉄等の高品位の鉄鋼原料の確保も必要となるため、その生産コストは上昇することになると想定されます。今回の税制では、こうした製造プロセスの転換による影響のみならず、需要の開拓や生産性の向上に向けた企業努力を引き出す観点も踏まえ、各対象物資の控除単価を租税特別措置法において定めているところです。</p> <p>2)について</p> <p>上記NO9の回答をご参照ください。</p> <p>その上で、原料調達への影響については、電炉による鉄鋼生産の主原料は鉄スクラップや還元鉄になりますが、調達する原料の量・質は、生産する鋼材の性質なども含め、個々の企業の事情実態に応じて異なること、また、原料価格は国際的な鉄鋼原料の市況にも影響を受けること等から、今般の措置による影響を一概に評価することは難しいと考えております。また、本税制の認定要件として、鉄鋼商品の販売方針も含め付加価値創出を実現するための取組方針の策定等を求めており、こうした取組が推進されているか等についても、課税特例を行う際に主務大臣が確認していくこととしており、今般の措置によって当該事業者における付加価値創出を毀損させるような販売活動が行われるとは考えておりません。</p>
11	<p>③「電炉への転換」による税額控除に係る予算総額はどの程度を見込んでいるのか。また、その予算と期待される温室効果ガスの減少量は、費用対効果の観点から見合っているのか、御省の考えを明らかにされたい。</p>	<p>本税制は対象製品の生産、販売量に応じた措置となっており、また法人税額の最大40%を控除可能とする等の上限がありますので、本税制による減税規模は、対象製品の実際の生産・販売の動向や、対象事業者の課税所得等により決定されるものであり、予算総額の見込みをお示しすることは困難です。</p> <p>また、温室効果ガスの減少量についても、企業の投資規模や、実際の生産動向等にも影響を及ぼすものであり、具体的な見込みをお示しすることは困難ですが、プロセス転換に伴うエネルギー起源CO₂排出量の削減率について、50%以上であることを認定の要件としております。</p> <p>なお、本税制の対象については、排出削減の観点からのみ定めているものではなく、わが国が強みを有するものづくりの基盤となる産業であることや、排出削減と産業競争力強化を同時実現する上で重要な分野でありながら、生産段階でのコストが高いこと等から投資判断容易ではない分野であることも踏まえて定めているものです。</p>
12	<p>④米国トランプ政権が、鉄鋼輸入品に相互関税をかけるにあたり、輸入相手国の関税のみならず、その「補助金」についても税率に加算する旨が報じられている。 (https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250216/k10014724001000.html) 今回の税額控除は、他の設備投資補助金、GX研究会の自動車向け補助金と並び、日本からの鉄鋼輸入品について関税率を引き上げられる口実になると考えるが、この点に関する御省の考えを明らかにされたい。また、此度の税額控除や各種補助金の対象外とされている電気炉メーカーの鋼材の国際競争力を著しく損なう事態となりうるが、この点についても併せて見解を明らかにされたい。</p>	<p>米国政府が相互関税に関する発表を行ったことは承知していますが、具体的な内容は明らかになっておらず、ご指摘の点についてご回答することは困難です。</p>
13	<p>「産業競争力基盤強化商品に関する省令(案)」のうち、第一号口(1)～(3)の各項目の括弧書きにて、以下<該当部分>が記載されている。</p> <p><該当部分> (当該半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものに限る。)</p> <p>上記に関して、「MEMS(Micro Electro Mechanical Systems)」の定義と思われるが、該当する物資は存在せず、法律趣旨・実態と合わないと思われ、適正な表現に修正いただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、ロの(1)～(3)の括弧内の「当該半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものに限る。」という記載を、「半導体材料の内部又は表面に構造を形成し、当該構造に半導体同士又は半導体と導体が接触する接合構造を有し、当該接合構造の応答特性を利用するものに限る。」に修正いたします。</p>

14	<p>○化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示 4 事業適応に対する政策措置に関する指針(29ページ) 非化石由来原料に関するマスバランス方式について言及しているが、石炭火力等の燃料転換を促進するためには、自家発電に非化石由来燃料を用いて発生させた電力・蒸気についてもマスバランスを活用できることを記載し、これにより製造する製品についても支援対象とすべきではないか。</p>	<p>GX移行債を活用した脱炭素投資を後押しするための支援策は各種措置させていただいておりますが、それらの措置内容を総合的に勘案し、今般の税制措置では、基礎化学品(化学製品の原材料である化学品(化石燃料に由来するものを除く)をいう。)を、産業競争力基盤強化商品として規定させていただいております。</p>
15	<p>○産業競争力基盤強化商品に関する省令 4 基礎化学品(4ページ) ・グリーンケミカルの普及には、サプライチェーンが一体となって取り組む必要があるため、今回対象とされた原料を使用して製造した製品についても対象とし、サプライチェーンで一体的な支援を行う必要があると考える。 ・今後のグリーンケミカルの取り組みにおいては、複数の企業による共同事業体を形成するなど、様々な事業形態をとらう可能性がある。支援制度は柔軟な事業形態に適用できるよう、配慮していただきたい。</p>	<p>本税制では、認定事業適応事業者が、当該認定事業適応計画に従い、産業競争力基盤強化商品の生産に用いる設備を新たに投資した上で、当該商品の生産及び販売を行った場合に本税制の適用を受けることができます。そのため、基礎化学品を原料として使用した製品のみを生産・販売した事業者は本税制の適用を受けることができません。仮に、当該投資を行った主体が、基礎化学品を生産し、誘導品にまで重合のうえ販売した場合には、当該誘導品の重合に使用された基礎化学品分は、税額控除の対象となります。 なお、事業適応計画の申請に際しては、複数社による共同申請も認めています。例えば、投資を行う主体と生産及び販売を行う主体が異なる場合には、複数社の連名による共同申請を行い、主務大臣の認定を受けることが可能です。この場合には、当該商品の生産及び販売を行う主体が課税の特例に係る確認申請を行うことで、本税制の適用を受けることができます。</p>
16	<p>該当箇所 事業適応に対する政策措置に関する指針 事業適応計画適合条件 基礎化学品の生産を行うための設備導入に係る新規投資額が三十億円以上であること。 意見内容・理由 廃プラスチック類の再資源化に関し、(下記の通り)九州地域での小型分散型・地産地消スキームの検討を進める中で、実装の初期段階では設備投資規模を可能な限り抑える必要があると考えております。現段階では自社における新規設備投資額は30億円以下になる可能性を見込んでおり、要件の見直し(基準の引き下げ等)をご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>本税制は、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものを税額控除の対象としており、海外における生産能力規模等も加味し、投資額の下限値を設定しております。</p>
17	<p>該当箇所 事業適応に対する政策措置に関する指針 事業適応計画適合条件 事業適応計画終了年度における基礎化学品の生産能力が三万トン以上であること。 意見内容・理由 生産能力3万トン以上の理由としましては、「排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業Ⅱ」の要件を参考にされておられますか。 廃プラスチック類の再資源化に関しては、九州地域は首都圏と比較し人口密度が低く廃プラスチック等の資源が分散していることから、小型分散型、地産地消スキームが適していると考え、検討を進めております。 低炭素・脱炭素化や付加価値向上の実現のためには、生産能力3万トン以上とする要件の見直し(基準の引き下げ等)をご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>本税制は、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものを税額控除の対象としており、海外における生産能力規模等も加味し、生産能力の下限値を設定しております。</p>
18	<p>該当箇所 事業適応に対する政策措置に関する指針 事業適応計画適合条件 生産された基礎化学品が、従来の化石燃料を原料とした製造プロセスに比して、原材料調達から廃棄までのライフサイクル全体を通じたCO2排出削減率が、五十パーセント以上であること。 意見内容・理由 CO2排出削減率の具体的な定義(削減実施時期や排出量の算定方法)について、今後申請要領等において明示いただけますと幸いです。</p>	<p>現在の製造プロセスにおいて排出されるCO2、ケミカルリサイクルやバイオエタノールを活用するなど新たな製造プロセスへの変革によって削減されるCO2、を活用して算出いただくことを想定しています。</p>

<p>該当箇所 事業適応に対する政策措置に関する指針 事業適応計画適合条件</p> <p>19 事業適応計画終了年度における付加価値率が、五パーセントを上回ること。</p> <p>意見内容・理由 付加価値額の具体的な算出方法について今後申請要領等において明示いただけますと幸いです。</p>	<p>認定事業適応計画に記載された事業所における付加価値額及び付加価値率の計算方法については、事業適応の実施に関する指針に則って算出ください。</p>
---	---

<p>該当箇所 戦略分野国内生産促進税制 適用対象法人 青色申告書を提出する法人で、改正産業競争力強化法施行の日から令和9年3月31日までの間に事業適応計画の認定を受けた者</p> <p>20 意見内容・理由 ①カーボンニュートラルの実現に向け、バイオ原料や廃プラスチック等への原料転換に関し、中長期的に取り組みを進めております事業者としましては、2027年3月末までに計画の認定を受けることができない場合でも、制度の趣旨に合致する計画に関しては、経過的な税制措置等を講じていただけるよう要望いたします。 ②バイオマス原料や廃プラスチック等非石化原料への転換に関しては設備投資の他にも原料コストの増加が課題となっております。これらについても税制措置等の制度化を今後検討いただけるよう要望いたします。</p>	<p>①戦略分野国内生産促進税制では、令和9年3月31日までの間に事業適応計画の認定を受けた事業者が、産業競争力基盤強化商品を生産するための設備について新たに国内に投資を行い、当該産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合、その認定の日から10年間税額控除の適用が受けられる制度設計となっております。こうした制度設計は、令和6年4月1日に施行されている改正租税特別措置法ですでに規定されています。そのため、要望いただいているような経過措置を講じることはできません。このような制度設計は、我が国の産業競争力強化が図られるよう、戦略分野の国内投資を加速する観点も踏まえたものです。制度の趣旨をご理解いただけますと幸いです。</p> <p>②本税制は、産業競争力基盤強化商品を生産するための設備について新たに国内に投資を行い、当該産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合、その認定の日から10年間税額控除の適用が受けられる制度です。その点で、バイオマス原料や廃プラスチック等非石化原料への転換へインセンティブとなる税制措置と考えております。</p>
<p>化学産業の事業適応の実施に関する指針の改正案(新旧対照表31ページ) 四 事業適応に対する政策措置に関する指針 ② 事業適応計画終了年度における基礎化学品の生産能力が3万トン以上であること についての意見となります</p> <p>・意見内容 事業適応計画終了年度における基礎化学品の生産能力の下限を「3万トン」から「2万トン」に引き上げていただきたいお願い申し上げます。</p> <p>21 ・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 生産量が小さいと事業採算性が悪くなる一方、需要が見通せない中で、生産能力を過剰に持つことは、初期投資額を引き上げ、販売できないリスクを持つこととなります。最適な生産量については、当該製品の需要量と付加価値によって異なります。少なくとも第二世代バイオエタールについては、市場環境の一定の仮定の下では、年間2万トンの生産でも事業性が認められることから、現時点で3万トンの需要が確実とはいえない状況の下で、3万トン以上の生産能力を前提とした設備投資をすることが事業採算性の観点から適切とはいえない状況となります。 こうした状況をご勘案いただき、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画について主務大臣の認定を受けるに当たっての要件としては、事業適応計画終了年度における基礎化学品の生産能力は「(年産)2万トン以上とするよう、ご検討いただけますようお願いいたします。</p>	<p>本税制は、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものを税額控除の対象としており、海外における生産能力規模等も加味し、生産能力の下限値を設定しております。</p>

1. 事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項
— 事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項

☐☐エネルギー利用環境負荷低減事業適応

② エネルギー利用環境負荷低減事業適応による新たな需要の開拓に関する目標

(注3) 産業競争力基盤強化商品を生産するための設備の新規導入は、当該設備の新規導入を決定する上で、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定が不可欠であるもの又は重要な考慮事項であるものに限るものとし、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十五号)の施行の日以後に、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定において、新規導入される設備の価額や当該設備の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定された場合には、設備の新規導入がなされたものとする。加えて、設備の新規導入その他の事業適応の実施については、令和九年三月三十一日までに開始する計画とするものとする。

についての意見となります

・意見内容

エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画における設備の新規導入の開始の期限を「令和九年(2027年)三月三十一日」から「令和十二年(2030年)三月三十一日」まで延長していただきたくお願い申し上げます。

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

原案に基づく場合、産業競争力基盤強化商品を生産するための設備投資について、会社としての意思決定を2027年3月31日までに実施することが必要となりますが、バイオエタノールについては、特に以下の2つの観点から、2027年3月31日までに需要を見通すことが難しい可能性があり、その場合は事業採算性の判断が困難であることが想定されます。

22 (1) バイオエタノールの主たる需要の一つとして、自動車分野のバイオ燃料向けの用途があります。エネルギー基本計画においても「自動車分野では、制度等の必要な環境を整備しながら、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、2030年度までに一部地域でガソリンへの直接混合も含めたバイオエタノール導入拡大により、最大濃度10%の低炭素ガソリン供給開始を目指す。」(※1)とされており、この目標に向けた措置が講じられていくものと考えられます。その内容や時期により、需要の見通しは大きく変わるものであり、その措置が決まる時期は2027年3月31日より後になる可能性も高いと想定しております。

(2) バイオエタノールについて、今後大きな需要が期待されるもう一つ分野がSAFの原料としての用途です。SAFについても、エネルギー基本計画では、「航空分野では、SAF導入拡大のため、GX経済移行債を活用した大規模なSAF製造設備構築に係る設備投資支援や「戦略分野国内生産促進税制」による税額控除等の先行投資支援、2030年のSAFの供給目標量を「2019年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当量以上」と設定するなど、中・長期的な規制・制度的措置により国際競争力のある価格で安定的にSAFを供給できる体制を構築する。」(※2)とされています。この中にも記載されているGX経済移行債を活用した大規模SAF製造設備の導入の状況が当初予定より遅延している現状を踏まえると、2027年3月31日までにSAF向けバイオエタノールの需要の見通しが立たない可能性が高いと危惧しております。

上記から、設備投資の判断の期限を2027年3月31日からバイオ燃料分野の需要動向が明確になることが見込まれる2030年に後ろ倒しにさせていただきたく、ご検討いただきますようお願いいたします。

※1: 第7次エネルギー基本計画(52ページ)

(5) バイオ燃料、合成燃料 バイオ燃料は植物、廃食油や廃棄物から製造され、原料の植物等が、成長過程で大気中のCO2を吸収するため、化石燃料と比べ低炭素な燃料である。今後、次世代バイオ原料の国産化に向けた技術開発に関する取組を進めるとともに、次世代バイオ原料の資源国との連携を深め、サプライチェーンの構築・強化を進める。

自動車分野では、制度等の必要な環境を整備しながら、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、2030年度までに一部地域でガソリンへの直接混合も含めたバイオエタノール導入拡大により、最大濃度10%の低炭素ガソリン供給開始を目指す。また、対応車両の普及状況やサプライチェーンの対策状況等を見極めて地域や規模拡大を図り、2040年度から最大濃度20%の低炭素ガソリン供給開始を追求する。

※2: 第7次エネルギー基本計画(52ページ)

航空分野では、SAF導入拡大のため、GX経済移行債を活用した大規模なSAF製造設備構築に係る設備投資支援や「戦略分野国内生産促進税制」による税額控除等の先行投資支援、2030年のSAFの供給目標量を「2019年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当量以上」と設定するなど、中・長期的な規制・制度的措置により国際競争力のある価格で安定的にSAFを供給できる体制を構築する。また、今後バイオ由来のSAFは原料の争奪戦が予想されるため、非可食原料の開拓による原料の多角化、安定的な原料確保に向けたサプライチェーンの構築・強化を行う必要がある。

戦略分野国内生産促進税制では、令和9年3月31日までの間に事業適応計画の認定を受けた事業者が、産業競争力基盤強化商品を生産するための設備について新たに国内に投資を行い、当該産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合、その認定の日から10年間税額控除の適用が受けられる制度設計となっています。こうした制度設計は、令和6年4月1日に施行されている改正租税特別措置法ですでに規定されています。

その上で、ご意見をいただいた部分では、「設備の新規導入その他の事業適応の実施については、令和9年3月31日までに開始する計画とするものとする。」と規定しています。ここでは、認定された事業適応計画に従い、設備導入に必要な部素材などの発注など、何らかの事業適応の取組を令和9年3月31日までに開始する計画であることを要件として規定しています。

これらの要件は、我が国の産業競争力強化が図られるよう、戦略分野の国内投資を加速する観点から設定しているものであり、制度の趣旨をご理解いただけますと幸いです。

<p>産業競争力基盤強化商品に関する省令について、「鉄鋼」の対象は、「高炉又は転炉を使用した鉄鋼の製造工程から電気炉を使用した鉄鋼の製造工程へ転換する場合における、その電気炉を使用して製造されるものであること。」に限定をされております。</p> <p>・しかしながら、製鉄プロセスのカーボンニュートラルに向けては、製鉄各社で様々なアプローチで複線的にCO₂排出削減に向けた検討が進んでいる中、多様な手段が開発・実装し得ると思料いたします。</p> <p>23. ・よって、電気炉への転換に限らず、以下の手段を活用してCO₂を削減するプロセスに対しても、幅広く検討頂くことを希望いたします。</p> <p>①水素を活用した製鉄プロセス(COURSE50、Super COURSE50、カーボンリサイクル高炉)</p> <p>②周辺技術を組み合わせた削減手段(高炉への還元鉄利用・バイオマス吹込み、CO₂分離・回収、スクラップ予熱・溶解による利用拡大、自家発ボイラーへのバイオマス混焼・専焼など)</p> <p>③上記以外の各社独自技術による削減手段</p>	<p>今般の税制は、令和8年度末までに具体的な投資案件として主務大臣の認定を受け、新たに国内投資が開始されるものを対象としており、鉄鋼業の脱炭素化に向け、早期に実装可能と見込まれ、かつ、大幅な排出削減につながるものとして、高炉を革新的な電炉へと転換することで、生産時のCO₂排出を大幅に削減した鋼材を税制の対象にすることとしております。本税制の将来における対象追加については、現時点では具体的には想定しておりませんが、今後の技術や世界の動向などを踏まえ、税制のほか、補助金や規制・制度などを含む効果的な投資促進策を不断に検討してまいります。</p>
<p>平素より我が国産業政策の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、「電子部品」は我が国経済活動および国民生活の維持に不可欠な基幹物資であり、その重要性は日増しに高まっております。これらは半導体とともに医療機器、防衛装備、データセンター、通信インフラ、自動車など幅広い分野で活用されており、とりわけ積層セラミックコンデンサ(MLCC)、フィルムコンデンサ、SAWフィルタやBAWフィルタなどは極めて重要な「先端電子部品」と位置づけられています。この度、2024年2月には経済安全保障推進法(経済安保法)に基づき特定重要物資として指定される見通しとなりましたが、この措置は日本の経済安全保障強化という観点からも大変意義深いものです。</p> <p>さらに近年では、通信基地局やデータセンターといったDX社会の基盤となるデジタルインフラが急速に拡大しております。一方で、それらの電力消費量も増加傾向にあります。また、「先端電子部品」はその特性から低消費電力化を実現し、GX(グリーントランスフォーメーション)政策にも寄与しています。このため、「先端電子部品」はDX(デジタルトランスフォーメーション)社会とGX政策を両立させる上で不可欠な存在と言えます。</p> <p>しかしながら、日本企業は海外競合企業との厳しい競争環境下に置かれており、多くの場合、自国政府から手厚い支援を受ける海外企業との間で競争条件の格差が生じています。その影響もあり、日本ではローエンド製品への外部依存度が高まりつつあり、このままではハイエンド製品についても同様のリスクや供給途絶リスクが顕在化する懸念があります。こうした状況下で、「先端電子部品」の国内生産基盤を強化することは喫緊かつ重要な課題です。</p> <p>以上より、「先端電子部品」の国内生産基盤強化には以下3点の理由から特別な支援策が必要と考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.エネルギー利用効率向上による環境負荷低減への貢献。 2.我が国産業全体の競争力強化につながる基盤的役割。 3.国際市場シェア獲得を目指した競争条件改善への対応。 <p>つきましては、「先端電子部品」を産業競争力強化法によって定められる「産業競争力基盤強化商品」に追加いただき、その上で「戦略分野国内生産促進税制」の適用対象としていただく措置をご検討くださいますようお願い申し上げます。本施策は、人材育成や設備投資など国内投資促進につながるだけでなく、日本政府が掲げている「安定供給確保取り組み方針」にも合致したものととなります。</p> <p>なお、先端電子部品が本税制の適用対象とならない場合は、経済安保法による初期投資支援の拡充を検討いただきたい。何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>本税制の適用対象となる産業競争力基盤強化商品は、令和6年度税制改正大綱、租税特別措置法及び施行令において規定された半導体が対象となるため、ご要望の先端電子部品は適用対象外となります。</p>

<p>[意見] ・該当箇所 産業競争力基盤強化商品に関する省令(案)「四 基礎化学品」について</p> <p>・意見内容 イ～ナの記載に加えて、下記の基礎化学品を追記すべきと史料致します。</p> <p>ラ 有機酸(バイオプラスチックの原料となるものに限る。) ソ 多価アルコール(バイオプラスチックの原料となるものに限る。) ツ 芳香族アルコール(バイオプラスチックの原料となるものに限る。) ネ ジアミン類(バイオプラスチックの原料となるものに限る。)</p> <p>25 *なお、ここでいう「バイオプラスチックとは、バイオマスを経由して化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によって処理することにより得られたプラスチック」のことをいう。</p> <p>・理由 カーボンニュートラルへ向けた各国の取組が進む中で、我が国の産業競争力の強化を図るためには、リサイクル及び主に海外に依存することが見込まれるバイオナフサの活用のみならず、国内資源である生物系廃棄物を含めたバイオマスを活用した化学品生産への投資を促進する必要があると考える。そのようなバイオマス原料からの化学品製造では、省令案イ～ナに記載の基礎化学品を経由せず、直接バイオ技術を活用して、より高付加価値な化学品を発酵生産し、繊維や樹脂等のプラスチックが製造される。追加提案の物質は、現在、いずれも石化燃料から生産されているが、技術的には、バイオマスから発酵技術で製造できるプラスチックの原料となる基礎化学品である。 なお、これらの発酵技術は、長年にわたり我が国で開発された優位性のある生産技術である。海外の資源に依存せず、我が国に優位性のある技術で化学品を製造するものについても、国として支援すべきものであると考え。</p>	<p>自動車、電子機器、医薬品・消費財、建設資材などの多様な商材の原材料である基礎化学品を非化石燃料由来に転換することが、様々なサプライチェーンのGXに資すると考えています。そのため、今般の税制措置では、最上流に位置する基礎化学品を税額控除の対象としております。</p>
<p>「半導体産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示」P.16 ④ ①に規定する設備投資によって事業適応を行う事業者における・・・</p> <p>・意見内容 26 設備の所有者と、事業適応を行う事業者が異なる場合でも取りえるような補足をお願いします。</p> <p>・理由 当社は設備の所有者がA社、使用者が製造子会社であるB社となっていることから、ねじれが生じます。 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」では、A社/B社のスキームを経済産業省に予め説明することで、ご理解いただきましたが、所有者側で控除が取りえる事の補足記載をお願いいたします。</p>	<p>本税制は、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売の拡大に向けた事業者の取組を促す制度とするべく、生産・販売量に応じた税額控除措置となっております。そのため、税額控除の適用を受ける者は、あくまで当該産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う事業者となり、当該産業競争力基盤強化商品を生産するための設備を所有のみを行う事業者は、税制の適用を受けることはできません。 なお、同じ産業競争力強化法のエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に基づく税制措置として、カーボンニュートラル投資促進税制がありますが、同税制は、あくまで国内投資された設備の取得価額に係る税制措置となるため、仮に、当該設備の所有者の子会社等がその設備を用いて生産活動を行った場合には、設備の所有者とその子会社等の共同で申請された認定事業適応計画に従って行われた設備投資であることを前提に、設備の所有者が税制措置の適用を受けることができます。</p>

<p>27</p> <p><該当箇所> 事業適応の実施に関する指針(P9) 1. 二. 口. ②. (1). (注3): …施行の日以後に、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定において、新規導入される設備の価額や当該設備の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定された場合には、設備の新規導入がなされたものとする。加えて、設備の新規導入その他の事業適応の実施については、令和九年三月三十一日までに開始する計画とするものとする。</p> <p><意見内容> 基準に適合する事業投資を検討、予定しているものの、期限内に事業者としての意思決定に至っていない場合には、意思決定検討中案件として期限前に事業者より申請をすることで、期限終了後一定期間内での取締役会での決議など意思決定がなされた場合においては、適用対象としていただきたい。</p> <p><理由> 今回の戦略分野促進税制の適用を受けるためには、事業化に向けた投資額・生産量に加え、開発する製品のCO2削減率や付加価値率について定量的な要件が定められている。</p> <p>現在、適用を目論む各事業者においては、新規事業開発に向けた検討や実証を進めているが、まだ検討や技術開発の途上である点も多く、適用要件を充足できるかに加え、事業として成立しうるか判断するためのパイロット等での実証および本生産設備のFEED等を経て実施の意思決定を行う必要がある。</p> <p>本案では、今から約2年後の令和9年3月末までに取締役会等での決議が必要とされているが、前述の検討ステップを踏まえると、取締役会での意思決定にあたり十分な検討期間があるとは判断できないことから、一定の猶予期間を設けることを検討いただきたい。そうする事で、事業者として予見性の高い意思決定に寄与するものと考え。</p>	<p>戦略分野国内生産促進税制では、令和9年3月31日までの間に事業適応計画の認定を受けた事業者が、産業競争力基盤強化商品を生産するための設備について新たに国内に投資を行い、当該産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合、その認定の日から10年間税額控除の適用が受けられる制度設計となっています。こうした制度設計は、令和6年4月1日に施行されている改正租税特別措置法ですでに規定されています。</p> <p>さらに、産業競争力強化法では、事業適応とは、事業者が産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更(取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。)と規定されており(同法第2条第12項)、事業適応計画を申請いただく際には、事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程についても記載いただく必要があります。</p> <p>そのため、要望いただいている、「期限終了後一定期間内での取締役会での決議など意思決定がなされた場合においては、適用対象とする」といった設計にすることはできません。</p> <p>このような制度設計は、我が国の産業競争力強化が図られるよう、戦略分野の国内投資を加速する観点も踏まえたものです。制度の趣旨をご理解いただけますと幸いです。</p>
--	--

28	<p><該当箇所> 産業競争力基盤強化商品に関する省令(P4) 四 基礎化学品(化学製品の原材料である化学品(化石燃料に由来するものを除く。)をいう。) 次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ メタノール ロ エチレン ハ アセチレン ニ エタノール ホ プロピレン(異性体を含む。) ヘ ブチレン(異性体を含む。) ト ブタジエン チ ベンテン(異性体を含む。) リ ベンタン(異性体を含む。) ヌ イソブレン(異性体を含む。) ル ベンゼン ヲ ヘキセン(異性体を含む。) ワ ヘキサン(異性体を含む。) カ トルエン ヨ ヘプテン(異性体を含む。) タ ヘプタン(異性体を含む。) レ キシレン(異性体を含む。) ソ オクテン(異性体を含む。) ツ オクタン(異性体を含む。) ネ ステレン ナ イソノナン(異性体を含む。)</p> <p><意見内容> 基礎化学品として糖液および溶解パルプを追加することを検討いただきたい。 <理由> ここで基礎化学品として挙げられている物質は、バイオマスを原料としたプロセス(ガス化・熱分解・糖化発酵等)、グリーン水素を原料としたプロセス、あるいはケミカルリサイクルプロセスにより製造される物質およびその誘導体であって、プラスチック等の化学製品の原料となり得るものであると思料する。しかしながら、これらのプロセスは将来におけるグリーンケミカルの製法としては大いに期待されるものの、世界的に見ても商用機は非常に稀である状況である。一方、既に流通しているバイオプラスチックも存在し、主なものはPLA(ポリ乳酸)、PET(ポリエチレンテレフタレート)、PE(ポリエチレン)、酢酸セルロース等がある。脱化石を早期に進めるためには、上記のプロセスの商用化を待つよりも、まずは既に流通しているPLA等のバイオプラスチックの利用拡大を図るべきであり、そのためには、その原料である糖液および溶解パルプをリストに追加し、投資を促進すべきと考える。</p>	<p>自動車、電子機器、医薬品・消費財、建設資材などの多様な商材の原材料である基礎化学品を非化石燃料由来に転換することが、様々なサプライチェーンのGXに資すると考えています。そのため、今般の税制措置では、最上流に位置する基礎化学品を税額控除の対象としております。</p>
29	<p>・該当箇所 産業競争力基盤強化商品に関する省令(案)全般 ・意見内容 先端電子部品を産業競争力基盤強化商品に追加いただき、戦略分野国内生産促進税制の適用対象とすることを検討いただきたい。 ・理由 「電子部品」は経済活動や国民生活の維持に不可欠な基幹物資であり、医療機器、防衛装備、データセンター、自動車など様々な電子機器に組み込まれ、その重要性は増している。積層セラミックコンデンサ(MLCC)、フィルムコンデンサ、SAWフィルタやBAWフィルタといった「先端電子部品」は2024年2月に経済安全保障推進法による特定重要物資として指定され、経済安全保障強化にも寄与するものである。また、通信基地局、データセンターやDX社会基盤が急速に整備、またエッジデバイスの進化や多様化が進む中、「先端電子部品」は低消費電力化を通じてGX政策にも貢献しており、その重要性は一層高まっている。しかし、日本企業は海外競合企業との競争条件(政府支援)の格差から厳しい状況にあり、このままではハイエンド製品の外部依存や供給途絶リスクも懸念される。この課題への対応として、「先端電子部品」の国内生産基盤強化が喫緊の課題である。以上を踏まえ、「先端電子部品」を産業競争力強化法に規定される「産業競争力基盤強化商品」に追加し、「戦略分野国内生産促進税制」の適用対象とすることを検討いただきたい。本施策は国内投資促進につながり、政府の「安定供給確保取り組み方針」にも合致すると考える。なお、先端電子部品が本税制の適用対象とならない場合は、経済安保法による初期投資支援の拡充を検討いただきたい。</p>	<p>本税制の適用対象となる産業競争力基盤強化商品は、令和6年度税制改正大綱、租税特別措置法及び施行令において規定された半導体が対象となるため、ご要望の先端電子部品は適用対象外となります。</p>

<p>・該当箇所 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令(案)</p> <p>P10.11様式十八「事業適用計画の認定申請書」(記載要綱) 2.(1)表中、半導体区分 パワー半導体(けい素) 産業競争力基盤強化商品省令第一号ロに規定 パワー半導体(炭化けい素・窒化ガリウム) 産業競争力基盤強化商品省令第一号ロに規定 イメージセンサー 産業競争力基盤強化商品省令第一号ハに規定</p> <p>30 その他アナログ半導体 産業競争力基盤強化商品省令第一号ニに規定</p> <p>・意見内容 規定箇所について、誤りではないか確認したい。正しくは以下の記載ではないか。 パワー半導体(けい素) 産業競争力基盤強化商品省令第一号ロ(1)に規定 パワー半導体(炭化けい素・窒化ガリウム) 産業競争力基盤強化商品省令第一号ロ(1)に規定 イメージセンサー 産業競争力基盤強化商品省令第一号ロ(2)に規定 その他アナログ半導体 産業競争力基盤強化商品省令第一号ロ(3)に規定</p> <p>・理由 産業競争力基盤強化商品に関する省令の番号と異なるため。</p>	<p>ご指摘のとおり、当該部分は誤りでしたので、以下のとおり修正しました。</p> <p>パワー半導体(けい素): 産業競争力基盤強化商品省令第一号ロ(1)に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。</p> <p>パワー半導体(炭化けい素・窒化ガリウム): 産業競争力基盤強化商品省令第一号ロ(1)に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。</p> <p>イメージセンサー: 産業競争力基盤強化商品省令第一号ロ(2)に規定する半導体。 その他アナログ半導体:</p> <p>産業競争力基盤強化商品省令第一号ロ(3)に規定する半導体。</p>
<p>・該当箇所 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令(案) P15別表2-2「エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容」</p> <p>31 (3)半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内容</p> <p>・意見内容 当該別表の記入例を示していただきたい。</p> <p>・理由 記入方法を明確化したいため。</p>	<p>事業適応計画の申請書の記載例やQAIは、今後公開予定です。 その上で、ご不明な点があれば、経済産業省の担当課室にお問い合わせください。</p>
<p>・該当箇所 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令(案) P15別表2-2「エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容」</p> <p>32 (3)半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内容</p> <p>(注)2.「種類」は、半導体生産用資産又は特定商品生産用資産及びこれらとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産(以下「特定減価償却資産」という。)の税務上の区分(機械及び装置、建物、建物附属設備、構築物)を記載すること。 (注)3. 特定減価償却資産は、当該特定産業競争力基盤強化商品の生産設備が設置された工場に現にある申請者が取得した生産設備及び自動車産業の事業適応の実施に関する指針第三号ロ(2)に規定する生産設備に該当するものを記載すること。</p> <p>・意見内容 「特定減価償却資産」の範囲を明確にしていきたい。 特に、下記(C)が範囲に含まれるか確認したい。もし含まれる場合には、対象半導体を生産している事業所の全ての生産設備を記載することになるため、必要性を示していただきたい。</p> <p>(A)事業適応計画認定の日の後に取得する計画の生産設備 (B)当該税制の施行日2024年9月2日から計画の認定の日までに取得した生産設備 (C)当該税制の施行日2024年9月2日よりも前に取得した生産設備</p> <p>・理由 過去に取得・設置し、対象商品を生産するために使用する生産設備の全ての記載が必要なのか、明確化したいため。</p>	<p>特定減価償却資産とは、新規投資される半導体生産用資産等とともに、産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産のことをいい、当該特定産業競争力基盤強化商品の生産設備が設置された工場に現にある申請者が取得した生産設備(戦略分野国内生産促進税制の創設(2024年9月2日)以前に取得した設備を含む)になります。この要件を満たすものについては、取得日を問わず、特定減価償却資産として事業適応計画の申請時に記載することができます。</p> <p>また、当該認定事業適応計画について、事業適応計画の実施期間を通じて適用される税額控除控除の上限額は、半導体生産用資産等の取得価額、特定減価償却資産の取得価額及び当該特定減価償却資産を取得してから事業適応計画の申請までに支払っている修繕費の合計額となり、別表2-2に記載いただいた取得価額に基づき算定されます。</p> <p>なお、特定減価償却資産の範囲及び資産の記載は当該算定のために用いるものであり、特定減価償却資産に該当するものが網羅的に記載されていることを事業適応計画の認定を受けるための要件としておりません。</p>

<p>・該当箇所 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令(案) P15別表2-2「エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容」 (3)半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内容 (注)5.「新規投資」は、当該半導体生産用資産等の取得が、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十五号)の施行の日以後における、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定にて、新規導入される設備の価額や当該投資の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定された場合、「○」を記載する。</p> <p>33 ・意見内容 「新規投資」に「○」を記載する方法について、当該税制の施行日2024年9月2日から事業適応計画認定の申請までに、取締役等の機関決定がなされている生産設備には「○」を記載し、当該税制の施行日2024年9月2日から事業適応計画認定の申請までに、金額の大枠は記載出来るが、取締役等の機関決定がなされていない生産設備には「○」を記載しないという理解で良いか、確認したい。</p> <p>・理由 「新規投資」に「○」を記載する意図について、明確化したいため。</p>	<p>別表2-2では、新規投資される設備(半導体生産用資産等)と、当該半導体生産用資産等が設置された工場に現にある申請者が取得した生産設備(特定減価償却資産)を記載する必要がありますが、半導体生産用資産等に該当する設備を確認するために、該当する設備の新規投資の欄に「○」を記載していただく必要があります。</p> <p>なお、事業適応の実施に関する指針では、「産業競争力基盤強化商品を生産するための設備の新規導入は、当該設備の新規導入を決定する上で、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定が不可欠であるもの又は重要な考慮事項であるものに限るものとし、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十五号)の施行の日以後に、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定において、新規導入される設備の価額や当該設備の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定された場合には、設備の新規導入がなされたものとする。」としており、これに該当しないものは、新規投資に該当しません。そのため、申請時点で、新たに導入する予定だが、取締役会等の機関決定が行われていない設備は、当該事業適応計画の申請においては、新規投資には該当しないため、別表2-2に記載することはできません。</p> <p>また、新規に取得する設備については、事業適応計画の申請時点においてはその予定する投資額を記載いただいた上で、事業適応計画の認定を受けた場合、課税の特例に関する基準への適合を求める申請の際に、その実績値を申請いただくこととなります。</p>
<p>・該当箇所 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令(案) P15別表2-2「エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容」 (3)半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内容 (注)7.「合計金額」は、半導体生産用資産等については予定する取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と本認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額を記載する。</p> <p>34 ・意見内容 記載する生産設備の修繕費を集計することが困難等の事情で、合計金額に修繕費を含めない場合、どのような影響があるのか確認したい。</p> <p>・理由 合計金額に修繕費を含める意図を明確化したいため。</p>	<p>当該認定事業適応計画について、事業適応計画の実施期間を通じて適用される税額控除除除の上限額は、半導体生産用資産等の取得価額、特定減価償却資産の取得価額及び当該特定減価償却資産を取得してから事業適応計画の申請までに支払っている修繕費の合計額となり、別表2-2に記載いただいた取得価額に基づき算定されます。修繕費を含め、特定減価償却資産の範囲及び資産の記載は当該算定のために用いるものであり、特定減価償却資産に該当するものが網羅的に記載されていることを事業適応計画の認定を受けるための要件としておりません。</p>
<p>・該当箇所 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令(案) P17別表3-2「半導体生産資産等による産業競争力強化商品の生産及び販売計画」 (注)2.「産業競争力強化商品の名称」は、産業競争力強化法省令第一号イからニまで、第二号イ及びロ、第三号並びに第四号イからナまでに掲げるいずれに該当するか</p> <p>35 ・意見内容 規定箇所について、誤りではないか確認したい。正しくは以下の記載ではないか。 「産業競争力強化商品の名称」は、産業競争力強化法省令第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号並びに第四号イからナまで、第五号イ及びロに掲げるいずれに該当するか</p> <p>・理由 産業競争力基盤強化商品に関する省令の番号と異なるため。</p>	<p>ご指摘の部分には、誤りがありましたので、以下のとおり修正しました。</p> <p>「産業競争力基盤強化商品の名称」は、産業競争力基盤強化商品省令第1号イ及びロ(1)から(3)まで、第2号イ及びロ、第3号、第4号イからナまで並びに第5号イ及びロに掲げるもののいずれに該当するかを記載すること。</p>

<p>・該当箇所 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令(案) P17別表3-2「半導体生産資産等による産業競争力強化商品の生産及び販売計画」 (注)3. 産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量は、産業競争力基盤強化商品省令の要件を満たすものの数量を記載するものとし、その単位は、生産及び販売を行う産業競争力基盤強化商品に応じてそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>36 (1)半導体:枚(200ミリウエハー換算)・意見内容 ・意見内容 半導体の生産及び販売の単位について、見直しをお願いしたい。 ・理由 半導体は、前工程、後工程、販売という流れで生産・販売するが、生産数量を枚数ベースでカウントできるのは前工程のウエハープロセスまでであり、それ以降の工程は個数ベースで生産し、販売する。従い、後工程以降は枚数ベースでの換算が非常に困難であるため。</p>	<p>本税制の適用対象とする計画は、(1)フォトレジスト塗布に必要な設備、(2)ウエハー表面への露光(パターン形成)に必要な設備、(3)エッチングに必要な設備のうちいずれか一つ以上を導入することを求めており、本税制の適用対象となる半導体においては主に前工程で使用される設備と認識しており、前工程が計画に含まれている必要があります。そのため、枚数ベースでのカウントとしております。</p>
<p>・該当箇所 半導体産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案) P13四 事業適応に対する政策措置に関する指針 エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業適応計画において、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う場合、次に掲げる事項を遵守することとする。</p> <p>37 ①以降イ及びロに記載の要件において、「生産及び販売」とされる箇所について、「販売」に係る要件を除外し、「生産」のみでの運用できるよう検討いただきたい。 ・理由 生産した半導体一つ一つと最終製品の販売エビデンスとの紐づけが求められていると理解しているが、半導体及びそれを搭載した製品の販売形態・販売ルートは多岐に渡り、全てを網羅するような仕組み(システム)を構築することが必要となる。その際、代理店等からの情報提供が困難なケース、システム構築のための設備投資、数十万個以上の半導体を紐づけたエビデンス準備・確認作業等の課題が懸念され、本税制活用の大きなハードルとなるため。</p>	<p>戦略分野国内生産促進税制では、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う認定事業適応事業者が、その生産及び販売量に応じた税額控除の適用を受けることができ、それは、産業競争力強化法及び租税特別措置法ですでに規定されています。そのため、産業競争力基盤強化商品の生産量だけを確認し、税額控除を適用させることはできません。また、本税制が対象とする革新性の高い商品の市場創出の加速化のためには、生産だけではなく、その販売量の拡大が重要であり、本税制はそのためのインセンティブとしての政策措置です。こうした制度の趣旨をご理解いただけますと幸いです。</p>
<p>・該当箇所 半導体産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案) P16四 事業適応に対する政策措置に関する指針 イ事業適応計画の内容 ③①に規定する設備投資においては、その新規の投資額が総額五十億円以上であること</p> <p>38 ③①に規定する設備投資については、その新規の投資額が総額五十億円以上であること ・意見内容 拠点毎の投資金額について50億円以上という要件の根拠を示していただきたい。 ・理由 企業の実態として、コロナ禍に投資が進み、今後50億円を超える新規の投資が見込めないことも想定され、本税制活用の大きなハードルとなる可能性があるため。</p>	<p>本税制の対象となる産業競争力基盤強化商品は、幅広いサプライチェーンを上流・下流に持つため、本税制によって国内投資が行われ、生産・販売が拡大することで、産業競争力強化を実現するとともに、中小企業を含め関連産業への経済波及効果につなげることを本税制の目的としています。こうした経済波及効果が創出するためには、その源泉となる設備投資について、一定の投資・生産規模が必要となると考えており、案でお示したとおりの投資金額の下限値を設定しています。こうした制度の趣旨をご理解いただけますと幸いです。</p>

39	<p>・該当箇所 半導体産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案) P20 四 事業適応に対する政策措置に関する指針 □ 事業適応計画における生産及び販売に係る確認事項</p> <p>① 別の製品に搭載する場合は、その搭載された製品が販売されたことをもって、当該産業競争力基盤強化半導体を販売したとみなす。</p> <p>・意見内容 「その搭載された製品が販売されたことをもって」の箇所は、「その搭載された製品の生産部門に当該半導体が販売(移管)されたことをもって」への見直しをお願いしたい。</p> <p>・理由 半導体及びそれを搭載した製品の販売形態・販売ルートは多岐に渡り、半導体と別製品のエビデンスの紐付けが困難なケースが想定される。本制度の活用の大きなハードルとなり得るため、準備可能なエビデンスによる運用を求めたい。</p>	<p>我が国の産業競争力強化のためには、産業競争力基盤強化商品の市場創出が重要です。そのため、我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準において、主務大臣が確認する産業競争力基盤強化商品の販売数量は、認定事業適応事業者から関係会社等以外の者への販売に係る数量としています。ただし、当該認定事業適応事業者が、産業競争力基盤強化商品に関する省令第1号で定める半導体を生産し、それを当該認定事業適応事業者の関係会社等に販売した時点で、その商品が確実に関係会社等以外に販売されるものとして主務大臣が認めるものについては、主務大臣はその数量を確認し、税額控除の対象となります。</p>
40	<p>・該当箇所 半導体産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案) P20 四 事業適応に対する政策措置に関する指針 □ 事業適応計画における生産及び販売に係る確認事項</p> <p>② 主務大臣に対して産業競争力基盤強化半導体の販売数量の確認を求めるとき、当該販売数量は認定事業適応計画に記載されている新規投資によるもの以外の設備の導入及び活用その他当該計画に記載のない事項を主たる要因として増加した数量を含まないこと。なお、主務大臣は申請された販売数量に事業適応外販売数量が含まれていないことを確認するために、事業適応計画に係る事業適応が実施されなかった場合の当該拠点における生産数量の予測値、認定事業適応計画に記載された本指針の四イ②に該当する設備が当該拠点における生産活動に寄与する割合を示す書類その他必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>・意見内容 「指針の四イ②に該当する設備が当該拠点における生産活動に寄与する割合を示す書類」とは、指針の四イ②に規定された(1)フォトレジスト塗布に必要な設備、(2)ウエハー表面への露光(パターン形成)に必要な設備、(3)エッチングに必要な設備が生産活動に寄与する割合を示す書類、を想定するが、(1)から(3)の生産設備の新規投資と同時に実施した新規投資の設備も含めた生産寄与割合の算定でも可能か確認したい。</p> <p>・理由 該当する生産設備((1)フォトレジスト塗布に必要な設備、(2)ウエハー表面への露光(パターン形成)に必要な設備、(3)エッチングに必要な設備)のみの生産寄与割合を算出するのは非常に困難であるため。</p>	<p>半導体の種類に応じて、その製造プロセスは様々であると認識しております。生産活動に寄与する割合を示す書類としてどういったものが適切か具体的な計画に応じて判断します。</p>

計2つの意見を提出させていただきます。

1つ目の提出意見

○該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

事業適応の実施に関する指針の改正案(新旧対照表7ページ)

1. 事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項

― 事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項

■エネルギー利用環境負荷低減事業適応

2 エネルギー利用環境負荷低減事業適応による新たな需要の開拓に関する目標

(注3)産業競争力基盤強化商品を生産するための設備の新規導入は、当該設備の新規導入を決定する上で、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定が不可欠であるもの又は重要な考慮事項であるものに限るものとし、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十五号)の施行の日以後に、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定において、新規導入される設備の価額や当該設備の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定された場合には、設備の新規導入がなされたものとする。加えて、設備の新規導入その他の事業適応の実施については、令和九年三月三十一日までに開始する計画とするものとする。

○意見内容

エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画における設備の新規導入の開始の期限を「令和九年(2027年)三月三十一日」から「令和十二年(2030年)三月三十一日」まで延長していただきたくお願い申し上げます。

○理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

原案に基づく場合、産業競争力基盤強化商品を生産するための設備投資について、会社としての意思決定を2027年3月31日までに実施することが必要となりますが、バイオエタノールについては、特に以下の2つの観点から、2027年3月31日までに需要を見通すことが難しい可能性があり、その場合は事業採算性の判断が困難であることが想定されます。

(1)バイオエタノールの主たる需要の一つとして、自動車分野のバイオ燃料向けの用途があります。エネルギー基本計画においても「自動車分野では、制度等の必要な環境を整備しながら、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、2030年度までに一部地域でガソリンへの直接混合も含めたバイオエタノール導入拡大により、最大濃度10%の低炭素ガソリン供給開始を目指す。」(※1)とされており、この目標に向けた措置が講じられていくものと考えられます。その内容や時期により、需要の見通しは大きく変わるものであり、その措置が決まる時期は2027年3月31日より後になる可能性も高いと想定しております。

(2)バイオエタノールについて、今後大きな需要が期待されるもう一つ分野がSAFの原料としての用途です。SAFについても、エネルギー基本計画では、「航空分野では、SAF導入拡大のため、GX経済移行債を活用した大規模なSAF製造設備構築に係る設備投資支援や「戦略分野国内生産促進税制」による税額控除等の先行投資支援、2030年のSAFの供給目標量を「2019年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当量以上」と設定するなど、中長期的な規制・制度的措置により国際競争力のある価格で安定的にSAFを供給できる体制を構築する。」(※2)とされています。この中にも記載されているGX経済移行債を活用した大規模SAF製造設備の導入の状況が当初予定より遅延している現状を踏まえると、2027年3月31日までにSAF向けバイオエタノールの需要の見通しが立たない可能性が高いと危惧しております。

上記から、設備投資の判断の期限を2027年3月31日からバイオ燃料分野の需要動向が明確になることが見込まれる2030年に後ろ倒しにさせていただきたく、ご検討いただきますようお願いいたします。

※1: 第7次エネルギー基本計画(52ページ)

(5)バイオ燃料、合成燃料

バイオ燃料は植物、廃食油や廃棄物から製造され、原料の植物等が、成長過程で大気中のCO2を吸収するため、化石燃料と比べ低炭素な燃料である。今後、次世代バイオ原料の国産化に向けた技術開発に関する取組を進めるとともに、次世代バイオ原料の資源国との連携を深め、サプライチェーンの構築・強化を進める。

自動車分野では、制度等の必要な環境を整備しながら、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、2030年度までに一部地域でガソリンへの直接混合も含めたバイオエタノール導入拡大により、最大濃度10%の低炭素ガソリン供給開始を目指す。また、対応車両の普及状況やサプライチェーンの対策状況等を見極めて地域や規模拡大を図り、2040年度から最大濃度20%の低炭素ガソリン供給開始を追求する。

※2: 第7次エネルギー基本計画(52ページ)

航空分野では、SAF導入拡大のため、GX経済移行債を活用した大規模なSAF製造設備構築に係る設備投資支援や「戦略分野国内生産促進税制」による税額控除等の先行投資支援、2030年のSAFの供給目標量を「2019年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当量以上」と設定するなど、中長期的な規制・制度的措置により国際競争力のある価格で安定的にSAFを供給できる体制を構築する。また、今後バイオ由来のSAFは原料の争奪戦が予想されるため、非可食原料の開拓による原料の多角化、安定的な原料確保に向けたサプライチェーンの構築・強化を行う必要がある。

戦略分野国内生産促進税制では、令和9年3月31日までの間に事業適応計画の認定を受けた事業者が、産業競争力基盤強化商品を生産するための設備について新たに国内に投資を行い、当該産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合、その認定の日から10年間税額控除の適用が受けられる制度設計となっています。こうした制度設計は、令和6年4月1日に施行されている改正租税特別措置法ですでに規定されています。

さらに、産業競争力強化法では、事業適応とは、事業者が産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更(取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。)とされており、事業適応計画を申請いただく際には、事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程についても記載いただく必要があります。

その上で、ご意見をいただいた部分では、「設備の新規導入その他の事業適応の実施については、令和9年3月31日までに開始する計画とするものとする。」と規定しています。ここでは、認定された事業適応計画に従い、設備導入に必要な部素材などの発注など、何らかの事業適応の取組を令和9年3月31日までに開始する計画であることを要件として規定しています。

これらの要件は、我が国の産業競争力強化が図られるよう、戦略分野の国内投資を加速する観点から設定しているものであり、制度の趣旨をご理解いただけますと幸いです。

42	<p>2つ目の提出意見 ○該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>化学産業の事業適応の実施に関する指針の改正案(新旧対照表31ページ) 四 事業適応に対する政策措置に関する指針 2_事業適応計画終了年度における基礎化学品の生産能力が3万トン以上であること</p> <p>○意見内容 事業適応計画終了年度における基礎化学品の生産能力の下限を「3万トン」から「2万トン」に引き下げてください。お願いします。</p> <p>○理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 生産量が小さいと事業採算性が悪くなる一方、需要が見通せない中で、生産能力を過剰に持つことは、初期投資額を引き上げ、販売できないリスクを持つこととなります。最適な生産量については、当該製品の需要量と付加価値によって異なります。少なくとも第二世代バイオエタールについては、市場環境の一定の仮定の下では、年間2万トンの生産でも事業性が認められることから、現時点で3万トンの需要が確実とはいえない状況の下で、3万トン以上の生産能力を前提とした設備投資をすることが事業採算性の観点から適切とはいえない状況となります。 こうした状況をご勘案いただき、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画について主務大臣の認定を受けるに当たっての要件としては、事業適応計画終了年度における基礎化学品の生産能力は「(年産)2万トン以上とするよう、ご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上、計2つの意見を提出させていただきます。</p>	<p>本税制は、今後の我が国産業の基盤となることを見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものを税額控除の対象としており、海外における生産能力規模等も加味し、生産能力の下限値を設定しております。</p>
----	---	---

●該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

産業競争力基盤強化商品に関する省令(案) 第四条

●意見内容

産業競争力基盤強化商品に関する省令(案) 第四条に定められる基礎化学品について、「メタノールからイソノナン」に加え、「重縮合された化学品の基礎となる単量体(モノマー)」を含めることを提案いたします。当該単量体を、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に基づき登録されている化学物質と限定することも一案になると考えます。

●理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

1.原料転換を可能とする基礎化学品範囲の拡大:

原案で想定されているケミカルリサイクルは、ナフサ分解炉等から生成される炭素数が1?8の基礎化学品を生成する「熱分解」の手法を想定されているようです。ただし、重縮合された化学品(プラスチック類)をケミカルリサイクルする手法としては、熱分解より温和な条件で単量体等に戻す手法も存在します(以下の添付資料6参照)。省令(案)においても、基礎化学品は「重合」されることが想定された記載ぶりであり、そうであれば、重合物の構成単位である単量体も、この基礎化学品の概念に含めるべきではないかと考えます。一方で、プラスチック類の分解物を際限なく含めると基礎化学品とは定義しづらく明確性に欠けると考えられるため、例えば化審法に登録がなされている化学物質として特定できる単量体とする、などの制限を設定することが考えられます。

2.カーボンニュートラルへの貢献:

原案で想定されている基礎化学品のみを対象とし、重縮合された化学品の基礎となる単量体を含めないと、単量体に戻すインセンティブが働かず、単量体に戻すより大きなエネルギーをかけて原案で想定される基礎化学品に戻すことになり、カーボンニュートラルに反する事業を設計せざるを得ない事態に陥ることを危惧します。単量体を含めることで、適切な単位に戻すケミカルリサイクルを事業として想定できるようにすることで、国としてのカーボンニュートラルに資すると考えます。

3.GXの推進と国際競争力の維持:

日本の化学産業は、エチレンやキシレンなどのナフサ分解による基礎化学品が競争力の源泉となってきました。さらにこのサプライチェーンの下流にあるプラスチック類等の製造においても多くの設備投資がなされてきました。しかし、近年、中国における生産量の増加や、米国のシェールガス由来の安価な基礎化学品・プラスチック類の台頭により、競争環境は厳しさを増しています。本提案の単量体を基礎化学品の範囲に含めることにより、石油由来の基礎化学品から製造していたプラスチック類の製造設備を、廃棄プラスチック類由来の単量体からプラスチック類を製造する設備として活用することができ、産業構造のグリーン・トランスフォーメーション(GX)が期待できます。事業上も会計上の償却処理が完了したこれらの設備等を活用することで、国内外の多様な市場に対応し、国際競争力を維持・強化することが可能になると考えます。

4.資源循環とGX(グリーントランスフォーメーション)の重要性:

基礎化学品に単量体を含めることで、より広い範囲のケミカルリサイクルにより得られる基礎化学品が、環境負荷低減と同時に新しい市場の開拓に資することが可能になり、その供給量拡大は日本の化学産業にとって重要です。これにより、原料ナフサの使用量も低減され、効率的な資源利用が可能となり、環境負荷の低減と持続可能な社会の実現に貢献します。この取り組みは、国内外での環境規制に適応しつつ、GXを推進するものです。

5.技術革新と安定供給の確保:

省令(案)において、サプライチェーン全体への裨益を実現するための取り組みとして、異業種産業との新たな連携の志向の重要性が記載されています。単量体は、プラスチック類の構成単位であることより、プラスチック類を扱う異業種産業にもある程度馴染みのある物質であり、異業種産業との連携を推進する目的に資すると考えます。このため、国内における技術革新と安定供給体制の確立にもつながりやすく、これにより、経済安全保障を強化し、国際市場での優位性を保持することが可能になります。

6.国内投資の促進と経済成長の加速:

基礎化学品に単量体を含めることで、企業の新規投資を呼び込み、国内生産基盤を強化します。これにより、産業の競争力を高め、経済成長を加速させることが期待されます。

添付資料

1. https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/senmonka_wg/dai1/siryou.pdf

2. https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/senmonka_wg/dai1/gijugaiyou.pdf

3. https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2024/pdf/02.pdf

4. https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/senmonka_wg/dai5/siryou.pdf

5. https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/senmonka_wg/dai10/siryou1.pdf

6. https://arc.asahi-kasei.co.jp/report/arc_report/pdf/rs-1064.pdf

1?5の資料は、戦略分野国内生産促進税制の目的や適用条件を示しており、過去の議論と整合していることを確認するために付しています。また、6の資料は、重縮合ポリマーのケミカルリサイクル技術についての調査レポートであり、本提案により拡張される適用範囲のイメージを示すために付しています。このように、重縮合される化学品の基礎となる単量体を税制の対象とすることは、過去の議論の意義を活かし、産業発展に貢献するものと確信しております。ご検討いただけますようお願い申し上げます。

自動車、電子機器、医薬品・消費財、建設資材などの多様な商材の原材料である基礎化学品を非化石燃料由来に転換することが、様々なサプライチェーンのGXに資すると考えています。そのため、今般の税制措置では、最上流に位置する基礎化学品を税額控除の対象としております。

【意見】

産業競争力基盤強化商品に関する省令における「産業競争力基盤強化商品」に、以下の物質を追加するべきである。

- ・ボトリオコッセン (Botryococcene)
- ・ダイマー酸 (Dimer Acid)

【該当箇所】

産業競争力基盤強化商品に関する省令(案)

「四 基礎化学品(化学製品の原材料である化学品(化石燃料に由来するものを除く。))」

【意見内容】

ボトリオコッセンおよびダイマー酸は、バイオエコノミー戦略に基づく持続可能な産業の発展と、日本の産業競争力の向上に不可欠な基礎化学品であると考えられ、これらの物質を「産業競争力基盤強化商品」に追加することで、産業競争力強化法および今回の戦略分野国内生産促進税制の創設目的に即した政策推進が可能となると考える。

ボトリオコッセン (Botryococcene)

微細藻類ボトリオコッカス (Botryococcus braunii) が生成する炭化水素化合物であり、バイオベースの化学品原料として活用が期待されてきた(1)。高性能潤滑油や界面活性剤、ポリマー材料の合成原料となるほか、流動パラフィン類などの化粧品原料として用いられている基礎化学品である。また、重要基礎化成品類でもあるベンゼン・トルエン・キシレン (BTX) 等は、その性質上バイオ由来製品の開発が極めて困難であるが、ボトリオコッセンに従来の接触分解技術を活用することでBTXを生成することができる(2)。株式会社ちとせ研究所は微細藻類の屋外大量培養に成功しており、将来の我が国におけるボトリオコッセンの安定供給が期待され、化石燃料由来の化学品を代替し、市場拡大に貢献すると考えられる。

ダイマー酸 (Dimer Acid)

炭素鎖長C16またはC18の不飽和脂肪酸を二量体化して得られる化合物であり、ポリアミド樹脂、ポリエステル、ポリウレタン、接着剤、塗料、潤滑剤、コーティング材料、化粧品素材の原料として幅広く産業に用いられている重要な基礎化学品である(3)。また、その低毒性・生分解性・バイオベースの化学品として、石油由来製品の代替が可能であり、カーボンニュートラル化に資する観点から、今後の市場拡大とともに産業競争力強化に資する最適な化学品原料の1つと考えられる。

【理由】

バイオものづくりは我が国の『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版』等においても重要視されている国内投資促進を担う分野であり、産業競争力強化の上で考慮したい。また、我が国のバイオエコノミー戦略は、日本政府が掲げる「持続可能な経済成長」と「環境・資源・エネルギーの課題解決」を両立する国家戦略であり、化学・素材領域の原料転換をバイオものづくりにより進めていくことも期待されている。一方で、産業競争力基盤強化商品に関する省令(案)に記載されている具体的商品に半導体が記載されている背景にも、我が国の半導体・デジタル産業戦略が関係していると考えられるのが自然である。そのため、同様の考えから、バイオものづくりやバイオエコノミー戦略を考慮した産業競争力基盤強化商品の選定は重要であり、バイオものづくりにより生産される(最)上流に位置する「ボトリオコッセン (Botryococcene)」「ダイマー酸 (Dimer Acid)」についても政策上後押しすべきであると考えられる。日本の競争力強化と国際競争におけるバイオエコノミー市場の拡大には、日本のバイオ資源活用技術の発展が不可欠であり、微細藻類の屋外大量培養技術で優位な立ち位置にある我が国では、ボトリオコッセンおよびダイマー酸の生産はこの優位性を活かせると考える。実際に、株式会社ちとせ研究所の事業と技術は『光合成によるCO2直接利用を基盤とした日本発グローバル産業構築』としてグリーンイノベーション基金に採択され、経済産業省および国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の支援を受けている(4)。

また、ちとせグループが運営する藻類産業構築プロジェクトMATSURIには100以上の機関が参画しており(5)、各産業を代表する企業との意見交換を通じて、ボトリオコッセン及び藻類由来ダイマー酸の需要が既に確認されている。加えて、国際市場においてもバイオ由来の基礎化学品の需要は増大しており、化石燃料依存からの脱却が求められる中、ボトリオコッセンおよびダイマー酸は、バイオマス由来の原料を基にした低炭素化学品の生産に大きく貢献する。

したがって、ボトリオコッセンおよびダイマー酸を「産業競争力基盤強化商品」に加えることは、バイオエコノミー戦略の推進を強化するとともに、産業競争力強化の目的にも適うと考えている。

【参考文献一覧】

- (1) 彼谷邦光. (2010). 微細藻類オイルの化学. Microbiol. Cult. Coll., 26(1), 1-10.
- (2) 北里元, 浅岡佐知夫, 岩本浩明. (1989). 藻類により生産される炭化水素油の接触分解. 石油学会誌, 32(1), 28-34.
- (3) Paraskar, P. M., Major, I., Ladole, M. R., Doko, R. B., Patil, N. R., & Kulkarni, R. D. (2023). Dimer fatty acid - A renewable building block for high-performance polymeric materials. Industrial Crops & Products, 200, 116817.
- (4) グリーンイノベーション基金 事業戦略ビジョン: <https://green-innovation.nedo.go.jp/pdf/bio-manufacturing-technology/item-001-002-003/vision-chitose-bio-002.pdf>
- (5) MATSURIプロジェクト パートナーサイト: <https://matsuri-partners.chitose-bio.com/partner>

自動車、電子機器、医薬品・消費財、建設資材などの多様な商材の原材料である基礎化学品を非化石燃料由来に転換することが、様々なサプライチェーンのGXに資すると考えています。そのため、今般の税制措置では、最上流に位置する基礎化学品を税額控除の対象としております。

・該当箇所

1. 産業競争力強化法第二条第十四項の一のロの(1)

……当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素、炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの……

2. 半導体産業の事業適応の実施に関する指針の三 事業適応に関する基本的方向性のロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性の(1) 半導体産業における環境負荷低減に向けた取組

……また、半導体革新新素材(シリコンカーバイド、窒化ガリウム等)や……

・意見内容

産業競争力基盤強化商品に酸化ガリウムの明記をお願いしたく意見を申し上げます。

日本発信の技術である酸化ガリウムはシリコンカーバイドや窒化ガリウムよりも大きなバンドギャップエネルギーを有するため、この2つの化合物半導体よりも省エネ性に優れたパワーデバイスの実現が期待されている半導体材料です。その優れた電気的特性に加え、シリコンカーバイドや窒化ガリウムに比べてウエハーの低コスト化(Siと同じように融液成長が可能)が期待されていることもあり、米国、中国、欧州などで盛んに研究開発が進められています。このことは酸化ガリウムの論文件数の推移から窺えます。図1はWeb of Science(2024/10/31に検索)とGoogle Scholar(2024/11/7に検索)を用いて検索した酸化ガリウム関連の論文数(各年の月平均)の推移を示したものです。現在弊社は酸化ガリウムのエピタキシャルウエハー(エピウエハー)及び基板の製造・販売を行っております。国内外の多くの研究者が弊社のエピウエハーや基板を使って研究成果を発表しています。

富士経済出版の2024年版次世代パワーデバイス&パワエレ関連機器市場の現状と将来展望の酸化ガリウムウエハーの市場規模推移・予測を見ますと、2023年のワールドワイドの金額(実績)は約11億円と記載されています。弊社の2023年1～12月のウエハーの売上額は約4.5億円ですので約4割のシェアとなります。残りの6割は下記の中国、米国、欧州の酸化ガリウムウエハーメーカーからの供給によるものと推測します。

45 ◆中国メーカー

- ・Hangzhou Fujia Gallium Technology(<http://fujia-hiom.com/>)
- ・Hangzhou Garen Semiconductor(<http://garen.cc/product.php>)
- ・Beijing MIG semiconductor(<https://www.gao-tec.com.cn>)
- ・Evolusia-Semi(<https://evolusia.cn/evolusia>)
- ・苏州稼和半导体有限公司

Fujiaは昨年9月に6インチの基板・エピウエハーの製造ラインの建設開始との発表をしています。<http://fujia-hiom.com/hydt/info/2024/91527.html>

◆米国メーカー

- ・Kyma Technologies(<https://www.kymatech.com/>)
- ・Luxium Solutions(<https://luxiumsolutions.com/>)

Luxium Solutionsはペンシルベニア州立大学応用研究所と共にAFRLより酸化ガリウムウエハーの国内供給に向けた開発として4.4百万ドルの資金を獲得しています。開発期間は2024年5月から2025年11月です。Edge-defined Film-fed Growth法で4インチ化を目指すと共に、代替の育成技術としてVertical Bridgman法も検討しているとのこと。 <https://www.arl.psu.edu/gallium-oxide>

◆ドイツメーカー

- ・CrysTec (IKZ partner)(<https://nachrichten.idw-online.de/2023/07/18/ikz-and-crystec-to-team-up-for-gallium-oxide-substrate-production>)

酸化ガリウムはまだ研究開発のフェーズですが、社会実装に向けて海外の基板メーカーが立ち上がってきています。弊社はこれまで、政府の支援を受けながら、ウエハーの大口径化・高品質化・低価格化の開発を進めてきました。来るべき本格的な生産のフェーズにおきましても引き続きご支援を賜りたく、産業競争力基盤強化商品に酸化ガリウムを含めて頂きたく意見を申し上げます。何卒ご検討のほどよろしくお願いたします。

本税制の適用対象となる産業競争力基盤強化商品は、令和6年度税制改正大綱、租税特別措置法及び施行令において規定された半導体が対象となるため、ご要望の酸化ガリウムは適用対象外となります。

<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)を実施するため、 化学産業の事業適応の実施に関する指針(令和三年経済産業省告示第百六十一号)</p> <p>P14「サプライチェーン全体でその重要性を認識し必要な対価を払う構造を構築することを通じて」</p> <p>P23「その際には、化学産業は、～マーケットイン型の脱炭素、低炭素製品の市場創出に繋げるよう努めることが重要である」</p> <p>46・意見内容</p> <p>賛同いたします。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>補助金やETSのような制度だけでCN化を金銭的に支えることは困難ですし、サプライチェーン上の各企業が上昇コストをすべて吸収する構造では普及に 限界があるので、たとえ一部にしても最終消費者が付加価値を認めて未来のためにコストを支払うことを推奨するような制度設計、その意識を醸成するた めの官によるグリーン調達の変な推進などは、グリーン付加価値領域の構築には重要と考えます。有効な仕組みの構築に向けた検討に期待いたしま す。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえつつ、引き続き化学産業のGXに向けた政策を進めてまいります。</p>
<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>産業競争力強化法第二条第十四項の規定に基づき産業競争力基盤強化商品に関する省令 四 基礎化学品</p> <p>・意見内容</p> <p>基礎化学品にジメチルエーテル(DME)を追加いただくことをご検討お願いいたします。</p> <p>47・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>第7次エネルギー基本計画においてLPガスのカーボンニュートラル対応を推進するためにrDME(リニューアブルDME)を活用することが新たに盛り込まれ ました。DMEはエチレンやプロピレンの原料にもなる化学品でもあり、その供給体制構築はエネルギー・化学品両方の低炭素化に資するものです。その推 進のためには輸入低炭素メタノールを原料に国内でrDMEを製造するようなケースも重要ですので、基盤強化商品にDMEを加えることを検討いただきたい と思います。</p> <p>(参考)令和7年2月 第7次エネルギー基本計画P52 20250218001-1.pdf</p>	<p>自動車、電子機器、医薬品・消費財、建設資材などの多様な商材の原材料である基礎化学 品を非化石燃料由来に転換することが、様々なサプライチェーンのGXに資すると考えていま す。そのため、今般の税制措置では、最上流に位置する基礎化学品を税額控除の対象とし ております。</p>

<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)を実施するため、 化学産業の事業適応の実施に関する指針(令和三年経済産業省告示第百六十一号)</p> <p>P31 ②事業適応計画終了年度における基礎化学品の生産能力が<u>三万トン以上</u>であること。</p> <p>・意見内容</p> <p>「生産能力が<u>三万トン以上</u>」につきまして、生産能力の下限は一律ではなく、案件ごとに内容を精査いただくようご検討をお願いいたします。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>48 産業競争力基盤強化商品で定義された基礎化学品を製造するためには非化石由来の炭素原料と水素原料を同一場所で相当量調達する必要がありますが、例えば年間三万トンのメタノールを製造するためには非化石由来の水素とCO2が潤沢に存在することが必須条件であり、そのような立地の確保は極めて困難です。 生産者としては自助努力での市場開拓や需要増加、稼働率上昇を鋭意努める所存ですが、上記のように非化石由来の炭素と水素は希少であることから、原料調達事由で稼働率を上げられないことが考えられます。さらにGX市場は、これまでのマーケットと別の全く新しいマーケットと捉えています。現在はGX市場がなく、これから立ち上がる市場及び、脱炭素に係る事業環境の見通しが立たない現状において、供給コストが増加するGX製品の需要の高まりが想定よりも下回る場合は、生産量が年間三万トンに満たないこともあり得ると考えられます。</p> <p>本法律と別ではありますが、水素社会推進法における「価格差に着目した支援」に関する助成金の交付では、水素の国内製造は最低千トンと設定されています。例えば水素千トンから製造されるメタノールは五千トンです。水素社会推進法と同様な水準で、水素千トンを原料として、本法律で定義された基礎化学品の最低生産量の設定も検討頂きたいと考えております。</p> <p>(参考)水素社会推進法 政令1 P1 01_sekourei.pdf</p>	<p>本税制は、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものを税額控除の対象としており、海外における生産能力規模等も加味し、生産能力の下限値を設定しております。</p>
<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)を実施するため、 化学産業の事業適応の実施に関する指針(令和三年経済産業省告示第百六十一号)</p> <p>P30,31</p> <p>①基礎化学品の生産を行うための設備導入に係る新規投資額が<u>三十億円以上</u>であること。 ②事業適応計画終了年度における基礎化学品の生産能力が<u>三万トン以上</u>であること。</p> <p>49 意見内容</p> <p>意見4とも関連しますが、上記の定義に準拠するのであれば、各要件を満たさない小規模の国内の複数設備を合算して要件を満たす一つの事業として認定を受けることをご検討いただけますようお願いいたします。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>1.先の意見にも準ずる通り、年間三万トン以上の生産能力を持つ設備規模は、GX製品では大規模に該当されると考えます。 2.地域資源や特性を活かす地産地消が注目される中、脱炭素及び低炭素の小規模製造拠点のクラスターが拡がり、炭素循環のための分散型社会の構築等も考えられます。脱炭素及び低炭素製品の国内生産を推進することが目的であれば、投資額及び生産能力等の認定要件を1つの設備に限定するのではなく、複数事業の合算または案件ごとに内容を精査いただけますようお願いいたします。</p>	<p>本税制は、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものを税額控除の対象としており、海外における生産能力規模等も加味し、生産能力の下限値を設定しております。</p>

<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)を実施するため、 化学産業の事業適応の実施に関する指針(令和三年経済産業省告示第百六十一号)</p> <p>P31 ③由産された基礎化学品が、～原料調達から廃棄までのライフサイクル全体を通じたCO2排出削減率が、五十パーセント以上であること。</p> <p>50</p> <p>・意見内容</p> <p>「ライフサイクル全体を通じたCO2排出削減率が五十パーセント以上」につきまして、案件ごとに個別にご相談させて頂きたいと存じます。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>ライフサイクルのうち、特にScope3下流の算定は複雑、且つ明確な算定式が決まっていない状況であるため、個々の状況を鑑みながら、製品ごとの削減効果をご相談させていただけますと幸いです。</p>	<p>現在の製造プロセスにおいて排出されるCO2、ケミカルリサイクルやバイオエタノールを活用するなど新たな製造プロセスへの変革によって削減されるCO2、を活用して算出いただくことを想定しています。</p>
<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)を実施するため、 化学産業の事業適応の実施に関する指針(令和三年経済産業省告示第百六十一号)</p> <p>P31 ④事業適応計画終了年度における付加価値率が、五パーセントを上回ること。</p> <p>51</p> <p>・意見内容</p> <p>事業者としては、当然付加価値率が上がるよう尽力しますが、万ー達成できなかった場合、控除額の全額返金などのペナルティはあるのでしょうか。この要件は計画段階では予見することが困難であり、もしペナルティを課せられると計画実行のFID(投資判断)において大きなハードルとなります。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>社会情勢やGX製品市場の立ち上がりが鈍化した場合、付加価値率が下回ることも想定ケースとして考える必要があります。</p>	<p>事業適応の実施に関する指針の(注6)の通り、事業適応計画の認定に際しては、事業適応計画の実施期間内において産業競争力基盤強化商品の販売を行う各事業年度別の付加価値率の目標値を示していただくことが必要です。その際、計画終了年度の付加価値率の目標値は、化学産業の事業適応の実施に関する指針に基づき、5%と設定しております。そのうえで、本税制措置にて税額控除をうけるためには、お示ししている「我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準」に記載している要件を充たすことが必要であり、ご指摘の付加価値に関する点を抜粋すると以下の通りです。事業年度毎に要件に充足しているかどうかを確認させていただき、要件が充足されない場合、当該年度以降、税額控除をうけることはできません。</p> <p>①当該認定事業適応計画に従い、付加価値の創出を実現するための取組の方針に沿った取組を推進していると主務大臣が認め、かつ、直近三事業年度(当該確認を求める事業年度及びその直前の二事業年度をいう。(略))のうち、少なくとも一事業年度において、次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。(略)</p> <p>(1)当該認定事業適応計画に記載された事業所における当該事業年度の付加価値額について、当該事業年度における実績値が当該事業年度の直前の三事業年度(事業供用日を含む事業年度以後の事業年度に限る。)の付加価値額の平均(当該事業年度が当該事業供用日を含む事業年度である場合には、零)を上回ること。</p> <p>(2)当該認定事業適応計画2.(2)に記載された事業所における当該事業年度の付加価値率について、当該事業年度における実績値が当該認定事業適応計画に記載された目標値を上回ること</p> <p>(略)</p> <p>⑥①から⑤までに掲げる要件について、①から⑤までに定めるもののほか、当該認定事業適応計画において目標数値を定めている場合には、当該確認を求める事業年度における実績値が当該目標数値を上回ること(当該実績値が当該目標数値を下回った場合にあっては、当該目標数値の達成に向けた翌事業年度以後の取組に関する方針を示し、かつ本項に基づき過年度に示された方針が履行されていると主務大臣が認めること。</p>

<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)を実施するため事業適応の実施に関する指針(令和三年財務省・経済産業省告示第六号)の一部を改正し、同法第二十一条の二十第五項の規定に基づき公表。</p> <p>我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準(案)</p> <p>52 P3~4「ハ 当該産業競争力基盤強化商品の販売が～関係会社等以外の法人又は個人に対する販売が行われたものとみなす。」</p> <p>・意見内容</p> <p>例えば当社が製造した低炭素/脱炭素基礎化学品をグループ会社に販売、加工し、それを外部に販売したケースでは、その認定を受ければ対象となるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p>	<p>我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準において、主務大臣が確認する産業競争力基盤強化商品の販売数量は、認定事業適応事業者から関係会社等以外の者への販売に係る数量となります。ただし、当該認定事業適応事業者が、産業競争力基盤強化商品に関する省令第4号で定める基礎化学品を生産し、それを当該認定事業適応事業者の関係会社等に販売した時点で、その商品が確実に関係会社等以外に販売されるものとして主務大臣が認めるものについては、主務大臣はその数量を確認し、税額控除の対象となります。</p>
<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第十四項の規定に基づき、産業競争力基盤強化商品に関する省令</p> <p>P4 四 基礎化学品(化学製品の原材料である化学品(化石燃料に由来するものを除く。)をいう。)</p> <p>53</p> <p>・意見内容</p> <p>基礎化学品について、「(化石燃料に由来するものを除く。)」と定義され、実質的にその原料がバイオマスやDAC由来のCO2に限られる表現になっていますが、化石原料で製造した基礎化学品であっても製造過程で発生したCO2を地下貯留(CCS)し製造した基礎化学品や、工場廃ガス(CO2)や廃棄プラスチック等のガス化ガスなどを原料として製造した基礎化学品(所謂CCUS技術で製造した基礎化学品群)も対象になるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>CCUS技術により製造した基礎化学品はカーボンニュートラルおよび循環型社会の構築に貢献するGX基礎化学品であるため。</p>	<p>従来プロセスである化石燃料の熱分解を通じた製造プロセスから脱却し、CCUS技術を活用して回収したCO2を原料として基礎化学品を製造することは本税制措置の対象であり、各種要件を充足することが必要となります。</p>

<p>産業競争力基盤強化商品に関する省令(案) P4 基礎化学品について</p> <p>・対象になる「基礎化学品(化学製品の原材料である化学品(化石燃料に由来するものを除く)をいう。)」との記載における「化石燃料」とは、原油や原油由来ナフサを指し、原油由来ナフサから製造されたプラスチック等の廃棄物は含まない、という理解で良いか。</p> <p>・『基礎化学品(化学製品の原材料である化学品(原料が化石燃料に由来するもので、低炭素エネルギー源によって製造されるもの、及びリサイクル原料を用いて製造されるものを含む)をいう。』とすべきではないか。※1(次項)</p> <p>※1 対象が「基礎化学品(化学製品の原材料である化学品(化石燃料に由来するものを除く)をいう。)」と定義されている。列挙されている物質のうち、イ、ハ、ニ、リ、ワ、タ、ツ、ナ、ネを除く物質は、現在はナフサやエタン、プロパン等の化石燃料に由来する原料から、熱分解炉(以下、クラッカーという)によって製造されている。クラッカーでは化石燃料由来の原料を基礎化学品に熱分解する過程で、副生する水素、メタン等を回収し、これらを自プロセス内で燃焼させて熱源として利用している。熱分解で発生するCO2の大半は、この副製品の燃焼に由来する。すなわち、ナフサは原料でもあり、また一部は基礎化学品製造のためのエネルギー源としても利用されている。</p> <p>一方で、熱分解でのCO2発生を抑制する技術の開発が進んでいる。まず、再生可能電力を利用した分解である。例えば、電気ヒーター、電磁誘導、あるいはタービンによる物理衝撃による分解などである。日本では、再生可能電力に限られるため、技術が完成したとしても導入には時間がかかるとみられる。また別の技術としては、クラッカーの熱源をアンモニア等の脱炭素燃料に切り替えることが考えられ、国内においても技術開発中であり、本省令案にも言及されている。この場合は、グリーンアンモニアあるいはブルーアンモニアの入手が必要となる。</p> <p>本省令案においては、サーキュラーエコノミーの観点から、廃プラスチックを液体燃料化し、クラッカーの原料として利用する技術が言及されている。廃プラスチックの大半は、現時点においては化石燃料由来の原料から製造されたものであるが、ライフサイクル全体でのCO2発生量を減少できることに加え、輸入依存度の低下、また廃プラスチックによる土壌、水圏の汚染防止の観点からも重要な技術である。他方で、化石燃料に由来しない原料からの基礎化学品の製造プロセスも存在している。実用に供されているものは、ブラジルを中心としたエタノールの脱水によるもののみである。エタノール脱水では、糖液を搾汁した後のバガス(セルロース)を燃料として利用するため、プロセスはほぼカーボンニュートラルとも言われている。しかしながら、このようなプロセスを採用できる地域は、極めて限られる。また、得られる基礎化学品はエチレンのみである。</p> <p>加えて、『化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案)』において、サプライチェーン全体の脱炭素化と並び、サプライチェーンの強靱化と化学品の安定供給が謳われている。化石燃料由来の原料を一切用いないプロセスは理想的ではあるが、技術的な課題に加えて、経済的に、またサプライチェーンの安定性の観点から、そのようなプロセスに一足飛びに移行することは現実的ではない。現時点で安定的に調達できる化石燃料由来の原料と、CO2の主な発生源であるプロセスのエネルギー源は分けて考えること、またリサイクル原料の活用も考慮するべきであるとの考えから、修正案を提案した。□</p>	<p>ご理解の通り、産業競争力基盤強化商品に関する省令(案)における「基礎化学品(化学製品の原材料である化学品(化石燃料に由来するものを除く)）」については、原油由来のナフサから精製される化学品を指しており、原油由来ナフサから製造されたプラスチック等の廃棄物は含みません。</p>
<p>化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案) 適用範囲について</p> <p>・本指針の対象にはケミカルリサイクルも対象に含めているという理解で良いか ・投資規模、生産規模等の条件を緩和すべきではないか※2(次項)</p> <p>※2 本告示(案)において強調されている、「生産能力・稼働率の最適化」、「サプライチェーンの強靱化」、「化学メーカーの持続的な国内立地を促し、化学コンビナートを起点として化学品を安定的に供給すること」、「デジタル技術を活用した企業変革」、「ナフサ分解炉の燃料転換」、「原料転換」、「異業種産業との新たな連携」はいずれも重要な論点と認識している。そのため、「企業の枠組みを超えた取組」は今後ますます重要となる。今後とも装置産業であり続けると考えられる化学産業において、投資リスクを分散するために、共同出資会社や有限責任事業組合といった事業体は不可欠であるとする。そのため、既存税制の枠組み(投資規模、生産能力、事業形態)にとらわれない、柔軟な運用を想定した制度作りを期待する。</p>	<p>従来プロセスである化石燃料の熱分解を通じた製造プロセスから脱却し、ケミカルリサイクル技術を活用して基礎化学品を製造することは本税制措置の対象であり、各種要件を充足することが必要となります。</p> <p>本税制は、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものを税額控除の対象としており、海外における生産能力規模等も加味し、投資規模や生産能力の下限値を設定しております。</p>

56	<p>化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案) 1-ニ-ロ(注3) 産業競争力基盤強化商品を生産するための設備の新規導入について</p> <p>・競争力向上と環境価値創出の両面で意義のある事業を着実に進め、その成果を最大化するためには、十分な準備期間を確保することが不可欠と考える。したがって、「事業適応の実施」の開始期限については、最低でも令和10年3月末まで延長すべきではないか※3(次項)</p> <p>※3 本支援制度の対象となるような大型投資の検討においては、機関決定に至るまで、事業経済性を評価するフィージビリティスタディ(FS)の実施に加え、具体的なプラント設計やエンジニアリング、資金調達計画の策定など、少なくとも2～3年程度の準備期間が必要となる。本制度において「令和6年4月以前に機関決定された事業を除く」という前提が示されている中では、現在新規に検討を進めている設備投資についての支援を求めることになる。しかしながら、これら新規の設備投資において、令和9年3月末までに「事業適応の実施」を開始できるよう、必要な準備を完了することは、現実的なタイムラインとしては非常に厳しいと考え、修正案を提案した。</p>	<p>戦略分野国内生産促進税制では、令和9年3月31日までの間に事業適応計画の認定を受けた事業者が、産業競争力基盤強化商品を生産するための設備について新たに国内に投資を行い、当該産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合、その認定の日から10年間税額控除の適用が受けられる制度設計となっています。こうした制度設計は、令和6年4月1日に施行されている改正租税特別措置法ですでに規定されています。そのため、要望いただいているような経過措置を講じることはできません。このような制度設計は、我が国の産業競争力強化が図られるよう、戦略分野の国内投資を加速する観点も踏まえたものです。制度の趣旨をご理解いただけますと幸いです。</p>
57	<p>化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案) 3-五-ホ(注8)③ 化学製品の原材料である化学品であって化石燃料に由来するものについて</p> <p>『基礎化学品化学製品の原材料である化学品であって化石燃料に由来するもの(低炭素エネルギー源によって製造されるもの、及びリサイクル原料を用いて製造されるものを除く)』とすべきではないか※4(次項)</p> <p>※4 現時点で安定的に調達できる化石燃料由来の原料と、CO2の主な発生源であるプロセスのエネルギー源は分けて考えること、またリサイクル原料の活用も考慮するべきであるとの考えから、修正案を提案した。</p>	<p>GX移行債を活用した脱炭素投資を後押しするための支援策は各種措置させていただいておりますが、それらの措置内容を総合的に勘案し、今般の税制措置では、基礎化学品(化学製品の原材料である化学品(化石燃料に由来するものを除く)をいう。)を、産業競争力基盤強化商品として規定させていただいております。そのうえで、ご指摘の「化学製品の原材料である化学品であって化石燃料に由来するもの」は、原油由来のナフサから生産される化学品を指しており、原油由来ナフサから製造されたプラスチック等の廃棄物は含まれません。</p>
58	<p>我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準(案) ハ 当該産業競争力基盤強化商品の販売～について</p> <p>・出資者が関係会社等から基礎化学品を引き取り、誘導品を生産、販売するケースにおいては、出資者が税制優遇を受けることができるようにすべきではないか※2(次項)、※5(次項)</p> <p>※2 本告示(案)において強調されている、「生産能力・稼働率の最適化」、「サプライチェーンの強靱化」、「化学メーカーの持続的な国内立地を促し、化学コンビナートを起点として化学品を安定的に供給すること」、「デジタル技術を活用した企業変革」、「ナフサ分解炉の燃料転換」、「原料転換」、「異業種産業との新たな連携」はいずれも重要な論点と認識している。そのため、「企業の枠組みを超えた取組」は今後ますます重要となる。今後とも装置産業であり続けると考えられる化学産業において、投資リスクを分散するために、共同出資会社や有限責任事業組合といった事業体は不可欠であると考え。そのため、既存税制の枠組み(投資規模、生産能力、事業形態)にとらわれない、柔軟な運用を想定した制度作りを期待する。</p> <p>※5 基礎化学品は、全て危険物であり、通常そのままでは下流産業に供給されることはない。共同事業体の出資者が基礎化学品を引き取り、更に化学品ないしはポリマーなどの誘導品に転換したうえで、下流産業に供給されることは現在でも一般的に行われているため、このような出資者との取引においては、共同事業体の経営の透明性を担保するため、コストセンターとして運用されるケースが考えられる。この場合、共同事業体の事業リスクは限定的であり、出資者との取引条件においては、取引マージンは一般的に低く抑えられる。このような共同事業体の法人税課税額は、戦略分野国内生産促進税制で想定されている法人税額控除(50,000円/トン)を大幅に下回ると考えられ、産業競争力基盤強化のための導入効果は限定的となるといった考えから、意見を述べた。</p>	<p>本税制は、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売の拡大に向けた事業者の取組を促す制度とするべく、生産・販売量に応じた税額控除措置となっております。そのため、税額控除の適用を受ける者は、あくまで当該産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う事業者となり、当該産業競争力基盤強化商品を生産するための設備を所有のみを行う事業者は、税制の適用を受けることはできません。</p>

<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) 事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案)の、P.11(注5)当該産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産は、事業者が事業適応計画に記載する事業適応を行う場所の住所において新規導入する設備・・・の合計額を記載する。</p> <p>・意見内容 税額控除については、減価償却資産の実質的な資金負担者である場合には親会社も対象となるようにしていただきたい。</p> <p>59・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 例えば、使用済みプラスチックの油化ケミカルリサイクルを実施する場合、①使用済みプラスチックの調達及び油化ケミカルリサイクル装置による油化➡②油の精製・基礎化学品(産業競争力基盤強化商品)の製造といったサプライチェーンになる。 当社においては、①の油化ケミカルリサイクル装置の設備投資を当社の子会社であるAが実施することになる(但し、設備資金は親会社である当社より調達)。そして、子会社Aで製造された使用済みプラスチック由来の分解油を当社に販売し、当社が当該分解油を精製・分解して基礎化学品を製造・販売することとなる。従って、グリーンケミカルの販売は当社が行うこととなる。 当該ケースのように、親会社が実質的な設備資金の負担者であること、親会社が子会社の議決権の過半を有し、経営の支配権を有することを前提に、親会社も税額控除の対象となるようにしていただきたい。</p>	<p>本税制は、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売の拡大に向けた事業者の取組を促す制度とするべく、生産・販売量に応じた税額控除措置となっております。そのため、税額控除の適用を受ける者は、あくまで当該産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う事業者となり、当該産業競争力基盤強化商品を生産するための設備を所有のみを行う事業者は、税制の適用を受けることはできません。</p>
<p>・該当箇所 化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(案)の、P.31③生産された基礎化学品が、従来の化石燃料を原料とした・・・CO2 排出削減率が、五十パーセント以上であること。</p> <p>60・意見内容 CO2 排出削減率の計算については、各事業の特性に応じた柔軟な計算方法を認めていただきたい。</p> <p>・理由 CO2 排出削減率については、様々な計算方法があり、世界的にも共通の計算方法は定まっていないため。</p>	<p>現在の製造プロセスにおいて排出されるCO2、ケミカルリサイクルやバイオエタノールを活用するなど新たな製造プロセスへの変革によって削減されるCO2などを活用して算出いただくことを想定しています。</p>